

阿南工業高等専門学校健康安全管理規則

(平成16年4月1日)

(規則第46号)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 阿南工業高等専門学校（以下「本校」という。）における教職員の安全衛生に関しては、独立行政法人国立高等専門学校機構教職員安全衛生管理規則（以下「安全衛生管理規則」という。）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）又は他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(校長の責務)

第2条 本校教職員の健康管理及び安全管理に関しては、校長が総括する。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、校長その他の関係者が法令及びこの規則に基づいて講ずる健康の保持増進及び安全確保のための措置に従わなければならない。

第2章 安全衛生管理体制

(衛生管理者)

第4条 衛生管理者は、法令に定める必要な資格を有する教職員をもって充てる。

2 衛生管理者は、安全衛生管理規則に定める業務を行うものとする。

(安全管理者)

第5条 安全管理者に総務課長をもって充てる。

2 安全管理者は、安全衛生管理規則に定める事務を行うものとする。

(衛生管理担当者及び安全管理担当者)

第6条 衛生管理担当者に総務課人事係長をもって充てる。

2 衛生管理担当者は、健康管理者の事務を補佐する。

3 安全管理担当者に総務課施設係長をもって充てる。

4 安全管理担当者は、安全管理者の事務を補佐する。

(産業医)

第7条 本校に産業医を置き、法令に定める資格を有する医師をもって充て、校長がこれを指名する。

2 産業医は、安全衛生管理規則に定める業務を行うものとする。

(作業主任者)

第8条 本校に作業主任者を置き、校長がこれを指名する。

2 作業主任者は、安全衛生管理規則に定める業務を行うものとする。

(指名)

第9条 校長は、衛生管理者、安全管理者、衛生管理担当者、安全管理担当者、産業医及び作業主任者の指名（解除を含む。）を通知書（別紙様式1）をもって行う。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 阿南工業高等専門学校健康安全管理規程（平成元年12月6日規程第14号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年6月21日から施行する

様式 1 (第 9 条関係)

通 知 書

(氏名)	(現職)
(通知内容)	
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">阿南工業高等専門学校長 [公印省略]</p>	